

メキシコ合衆国コリマ州（Colima）から輸入されるチチュウカイミバエの対象植物における輸入検疫対応について

今般、メキシコ合衆国コリマ州（Colima）において、チチュウカイミバエが多数発見されていることが判明いたしました。

このため、当該ミバエの我が国への侵入防止に万全を期すため、植物防疫所では、令和3年8月6日から当面の間、メキシコ合衆国からの当該ミバエの対象植物の輸入検査においては、メキシコ合衆国政府が発行する検査証明書に記載された生産場所を確認し、コリマ州（生産場所が不明な場合も含む。）で生産されたものであることが確認された場合は、輸入植物検疫規程（昭和25年農林省告示第206号）別表第1で規定されている検査数量の2倍の数量を対象に、当該ミバエの付着のおそれに注意した、綿密な輸入検査を実施いたします。

なお、メキシコ合衆国に対しては、令和3年8月6日にコリマ州で生産された当該ミバエの対象植物への検査証明書の発給の一時停止を要請しております。

チチュウカイミバエの対象植物(植物防疫法施行規則 別表2)

[https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei\\_12\\_html\\_12.html#t2](https://www.maff.go.jp/pps/j/law/houki/shorei/shorei_12_html_12.html#t2)